

令和 2 年 6 月

一般事業行動計画 (医療法人済衆館)

当法人では仕事と子育ての両立を支援し、職員全員がより働きやすい環境を整備することにより、すべての職員が能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

【目 標】 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

(対 策) ・育児・介護休業法の改正に伴い、育児・介護休業法に関する定めを全職員に周知し、利用の促進を図る。
・必要時には派遣業者等とも連携し、代替要員の確保に努める。
・常に業務改善に努め、業務体制を見直す。